

反社会的勢力排除に関する基本方針

当社は、社会の秩序及び安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、断固たる態度で適正な回収業務を確保するとともに、企業としての社会的信頼を高めるため、次のとおり基本方針を定め、反社会的勢力を排除する。

基本方針

- 1、当社は、反社会的勢力とは、一切の関係を遮断する。
- 2、当社は、反社会的勢力による不当要求は、断固拒否する。
- 3、当社は、反社会的勢力とは、債権回収の受託及び債権の譲り受け並びに債権の譲り渡しその他一切の取引を行なわない。

社内の対応及び体制

役職員は、反社会的勢力との一切の関係をもってはならない。

当社の不当要求防止責任者は内部統制部長とする。

役職員は、相手が反社会的勢力と判明した時点、又は反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で不当要求防止責任者に報告しなければならない。

不当要求防止責任者は、不当要求等の報告を受けた場合、代表取締役社長に報告のうえ取締役弁護士及び外部相談先と連携して対応しなければならない。

以上

平成 28 年 4 月 1 日

ブルーホライズン債権回収株式会社
代表取締役社長 森泉 浩一